保管金の電子納付に関するＱ＆Ａ

令和４年１０月
東京地方裁判所

Ｑ１　電子納付を利用するための登録はどこの裁判所でできますか。

Ａ１　全国の裁判所で登録が可能です。
東京地裁では、本庁のほか、支部や簡裁で登録ができます。

Ｑ２　「電子納付利用者登録申請書」はどのような方法で提出できますか。

Ａ２　保管金窓口への持参、郵送又はファクシミリにより提出ができます。

※保管金窓口
霞ヶ関庁舎出納第二課、民事執行センター出納第三課、中目黒庁舎事務課、立川支部庶務第二課、東京簡裁事務部第二課、各独立簡易裁判所庶務課

Ｑ３　申請書の還付先情報にある口座名義は、自分以外でも大丈夫ですか。

Ａ３　提出者情報に記載する方名義の口座を指定する必要があります。
ただし、法人や弁護士事務所名義の口座については、保管金を提出する方と当該法人又は弁護士事務所との関係により指定できる場合もありますので、保管金窓口にお問い合わせください。

Ｑ４　申請書を提出した後、裁判所から連絡はありますか。

Ａ４　利用者登録が完了すると、「登録コード」を記載した「電子納付利用登録票」が交付されます。

Ｑ５　登録コードの有効期限はありますか。

Ａ５　有効期限はありませんが、利用者登録後又は電子納付を最後に利用した日から２年間利用されないと、登録が抹消されることとなりますので、ご注意ください。

Ｑ６　登録コードは他の裁判所で利用できますか。

Ａ６　全国の裁判所共通の登録コードですので、東京地裁以外の裁判所で保管金を納付する際にもご利用ください。

Ｑ７　登録内容を変更する方法を教えてください。

Ａ７　「電子納付利用者変更申請書」を提出していただく必要があります。手続が必要な場合は、保管金窓口にご連絡ください。

　なお、還付先情報を変更する場合は、新たに「電子納付利用者登録申請書」による申請が必要となります。

Ｑ８　電子納付を行った場合、受領証書はもらえますか。

Ａ８　納付確認ができ次第、登録済住所宛てに「保管金受領証書」をお送りします。